

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、丸亀市土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和8年4月14日

香川県知事 池 田 豊 人

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	内田 久夫	丸亀市川西町南790番地1	令和8年3月1日
〃	高木 武士	丸亀市土器町西六丁目263番地	令和8年2月28日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	野島 武文	丸亀市垂水町2881番地	令和8年3月16日
〃	高吉 和博	丸亀市土器町西五丁目460番地	〃